# パンフレット出展要項

#### 出展資格

- 1. 出展者は丹波市観光協会会員または丹波市在住、在所の事業者、団体に限る。
- 2. 丹波市観光協会はパンフレットが展示に適するか、否かを決定する権利を有するものとする。

### 出展料の請求と支払い

- 1. 丹波市観光協会が出展申込書を受け取り、記載内容について承認した場合、丹波市観光協会より「出展承諾書及び請求書」を発行する。
- 2. 出展料は1枠あたり10,000円(税込)とする。 (但し丹波市観光協会員は3,000円)
- 3. 出展者は出展料を現金支払いまたは指定する期日までに指定口座に振込むものとする。
- 4. 振込手数料については、出展者が負担する。
- 5. パンフレットは、出展料の受領の確認をもって配架するものとする。期日までに出展料の納付が確認できない場合、出展の承諾を取り消す場合がある。

## 出展期間

- 1. 出展契約期間は契約日の属する当該年度の3月31日までとする。
- 2. 出展後のパンフレット補充や撤去等に関する管理は、すべて出展者で行うものとする。

### 出展場所

1. 出展場所は「観光情報センター 丹波ええとこナビ」(丹波市春日町七日市 710 道の駅丹波おば あちゃんの里内)とする。

## 出展できるパンフレット枠

- 1. 出展スペースは 1 枠 A 4 タテサイズに収まるものに限る。
- 2. 募集枠は32枠とする。

## 出展位置の決定

- 1. 出展位置に関しては、観光協会事務局が決定する。
- 2. 出展位置決定後、展示効果の向上のために、枠の再配置を行うことがある。出展者は位置の変更に対する異議申立ては行えないものとする。

#### 要項の遵守

- 1. 出展者は、出展の申込を以って本要項を遵守することに同意するものとする。本要項に従えない場合は理由の如何に関わらず出展を取り消す。この際生ずる損害などに対し、丹波市観光協会は一切の責任を負わない。
- 2. 本要項に定めのない新たな問題が生じた場合は、丹波市観光協会の判断で本要項を見直すこととする。

この要項は令和4年4月1日から施行する。